## 町田市教育委員会 スクール・サポート・スタッフ

名簿登録制で、各学校からの要請 に基づいて任用されます。

応募者が多数の場合や学校からの 要請がない場合は、任用されないこ とがあります。

対学校教育に理解があり、基本的な パソコン操作ができる方

勤務期間9月1日または10月1日~ 2019年3月31日(予定)

勤務■月~金曜日(土・日曜日、祝休 日を除く)

勤務時間午前8時15分~午後4時45 分のうち6時間

勤務場所市立小・中学校

会議名

町田市情報公開

・個人情報保護

町田市環境審議会

町田市地域公共

保険運営協議会

町田市町区域の

新設に関する市

町田市会計基準

会定例会

運営審議会

交通会議

民懇談会

委員会

☑学習プリント等の印刷・配布準備、 授業準備、採点業務等の教員業務の

> $\Box$ 時

10時から

7月9日(月)午前

7月10日似午

7月11日似午

後6時30分~

8時30分

後2時から

後2時~4時

7月12日(木)午

後7時から2時

7月13日 金午

前10時~正午

間程度

10時~正午

町田市教育委員 7月6日 金午前

町田市国民健康 7月12日 州午

公開している会議

場

会

市庁舎10階会

議室10-3~5

市庁舎2階会議

市庁舎2階会議

市庁舎10階会

議室10-2.3

市庁舎2階会議

鶴川市民セン

市庁舎4階会議

ターホール

室2-2

室2-3.4

室2-2

| 室4 – 1

觀酬時給990円(別途交通費支給) ※社会保険、雇用保険加入有り。

選考書類・面接 (7月17日~27日の うち指定する1日)

■選考申込書(教育総務課で配布、町 田市ホームページでダウンロードも 可)と履歴書を7月13日午後5時ま で(必着)に直接または郵送で教育総 務課(市庁舎10階)へ。

※詳細は町田市ホームページをご覧 いただくか、お問い合わせ下さい。 過教育総務課☎724·2173

## 認 可 保 育 園 等 職 員

詳細は各保育園・認定こども園へ お問い合わせ下さい。

## 对有資格者

- ○みどりの森保育園(☎708・8161)
- =保育士(常勤)
- ○もりのおがわ保育園(※788·7025)

申し込み

会議当日に教育総務課

(市庁舎10階、☎724・

事前に電話で市政情報課

7月9日午後5時までに電

話で環境政策課(霽724

事前に電話で交通事業推

7月9日午後5時までに電

話で保険年金課(愛724

事前に電話で土地利用調

事前に電話で会計課(※

整課(☎724・4254)へ

進課(☎724・4260)へ

(∞724.8407)へ

·4386) ^

·4027) ^

724.2196) ^

=保育士(常勤)

定員

3人

(申し込み順)

10人

(申し込み順)

5人

(申し込み順)

3人

(申し込み順)

20人

(申し込み順)

3人

(申し込み順)

傍聴のご案内

## ○認定こども園開進幼稚園(☆725

- ・7851) = 保育教諭 (常勤)・幼稚園 教諭(常勤)
- ○ぽっぽの森保育園(☎860・1515) =保育士(常勤)
- ○まちっこ保育園(※785・5650) =保育士(常勤)・看護師(常勤)
- 間保育·幼稚園課☎724·2138

## 行政経営監理委員会

市では、「市役所の生産性の向上」 と「公共施設における行政サービス 改革」の2つを改革の柱とする行政 経営改革プランを着実に推進するた め、有識者や市長・副市長等で構成す る行政経営監理委員会を開催しま

この委員会は、専門的見地から行 政経営改革プランの実施に関する提 言・提案等を行います。

第1回のテーマは「会計年度任用 職員制度導入のインパクトと今後の 自治体経営」です。委員会は公開で行 い、傍聴できます。

■7月30日(月)午後2時30分~4時30 分

場市庁舎

**這**30人(申し込み順)

(№724.2503) へ。

### 第7期整備分~介護保険施設等整備 運営候補事業者

#### 南圏域、堺・忠生圏域募集

第7期町田市介護保険事業計画に 基づき、2018年度中に第2回分の介 護保険施設等整備運営候補事業者の 募集を行います。

募集地区、募集概要等の詳細は、町 田市ホームページをご覧下さい。 じいきいき総務課

○724・3291

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○100

○1

## 緊急地震速報訓練の実施

**造防災課∞724・3218** 

総務省消防庁から発信されるJア ラート(全国瞬時警報システム)を使 用した緊急地震速報訓練を実施しま す。この訓練は、地震が発生した際に Jアラートが情報を受け取り、自動で 町田市防災行政無線屋外スピーカー から市内全域に放送されることを確 認するものです。詳細は町田市ホー ムページをご覧下さい。

■7月5日休)午前10時から

※気象・地震活動の状況により、予告 なく中止となる場合があります。 ※Jアラートから配信され、自動で同

無線屋外スピーカーから放送する 情報は下表のとおりです。

武力攻撃事態における警 報(ゲリラ等による攻撃) 武力攻撃予測事態におけ 国民保護関係 る警報(航空攻撃) 情報 弾道ミサイルに係る警報 緊急対処事態における警 報(大規模テロ) 緊急地震速報 推定震度5弱以上のとき 大雨特別警報など 気象警報 火山噴火警報 (避難準備)など 噴火警戒レベル4以上

※Jアラート以外にも市庁舎に設置して いる計測震度計での計測震度が震度4以 上の場合、自動で同無線屋外スピーカー から放送されます。

# 介護保険に関するお知らせ

## 2018年度から介護保険 制度が改正されました

介護保険料を改定しました (介護保険のしおり※P.31·32参照)

### ○介護保険料月額基準額を5390 円から5450円に改定しました

今後3年間に必要とされる介護 サービス量の見込みを立て、介護 サービスの提供に必要な費用を算 定した結果に基づき、4月からの介 護保険料月額基準額を5390円か ら5450円に改定しました。

なお、ご自身の介護保険料額は、7 月2日発送の「介護保険料納入通知 書(決定通知書)」をご確認下さい。

## ○所得段階区分を変更しました

- ・所得区分数を12段階から15段 階に細分化しました。
- ・所得水準に対する負担感を考慮 して、第4・6・7段階の保険料率を 引き下げました。
- ・第9段階以上の所得要件と保険 料率の上昇幅を、比例するように 変更しました(所得要件200万円 上昇に対し、保険料率0.2上昇)。

#### ○所得要件の算出方法が変更にな りました

・介護保険料段階の判定は、合計 所得金額から土地等の分離長期譲 渡所得または短期譲渡所得に係る特 別控除額を控除した額を用います。

・第1段階から第5段階までの介護 保険料段階の判定は、課税年金収入 額と、合計所得金額から年金収入に 係る所得を控除した額の合計を用い ます。

間介護保険課保険料係☎724・4364

## 認定有効期間の延長

4月1日の申請から、更新認定の有 効期間の上限が24か月から36か月 に延長されました。

間介護保険課認定係☎724・4365

## 65歳以上の介護保険サービス 利用者の負担割合が変わります (介護保険のしおり※P.20参照)

65歳以上の介護保険サービス利 用者の負担割合は、所得に応じて1 割または2割となっていましたが、8 月から一定以上の所得がある方につ いては3割になります。なお、ご自身 の負担割合は、7月12日に発送の「介 護保険負担割合証」でご確認下さい。 間介護保険課給付係愛724・4366 ※介護保険のしおりは、7月2日に発 送する「介護保険料納入通知書(決定 通知書)」に同封しています(町田市 ホームページでもご覧いただけま す)。



## 平成30年度介護保険負担割合 |証を7月12日に発送します

介護認定をお持ちの方に、8月1日 からご利用いただく介護保険負担割 合証を7月12日に発送します。なお、 適用期間の終了年月日が平成30年7 月31日となっている介護保険負担 割合証は8月1日以降使用できませ ん。

新しい介護保険負担割合証が届き ましたら、ケアマネジャーや利用し ている介護保険サービス事業所にご 提示下さい。

間介護保険課給付係∞724・4366

## 更新手続きのお知らせ

#### ○介護保険負担限度額認定証の更新 手続き

介護保険負担限度額認定証の有効 期間が7月31日で終了します。同認定 証をお持ちの方が、8月1日以降も介

護保険負担限度額認定を受けるた めには、更新の手続きが必要です。 ■8月31日までに介護保険負担限 度額認定申請書・同意書(各高齢者 支援センター、介護保険課〔市庁舎 1階]で配布、町田市ホームページ でダウンロードも可) に記入し、必 要書類を添えて、直接または郵送 で現在入所中の施設または介護保 険課(〒194-8520、森野2-2-22)へ提出して下さい。

### ○生計困難者に対する利用者負担 額軽減確認証の更新手続き

生計困難者に対する利用者負担 額軽減確認証の有効期間が7月31 日で終了します。同確認証をお持 ちの方が、8月1日以降も生計困難 者に対する利用者負担額の軽減を 受けるためには、更新の手続きが 必要です。

■8月31日までに生計困難者に対 する利用者負担額軽減対象確認申 請書・収入及び預貯金等申告書(各 高齢者支援センター、介護保険課 (市庁舎1階)で配布、町田市ホー ムページでダウンロードも可) に 記入し、必要書類を添えて、直接ま たは郵送で現在入所中の施設また は介護保険課(〒194-8520、森 野2-2-22)へ提出して下さい。 間介護保険課給付係∞724・4366